

自治会活動等に対する遠野市の支援事業の概要

1. みんなで築くふるさと遠野推進事業（平成19年4月から）

（目的）

市民の協働理念に基づき、地域の特性を活かし、創意と工夫を凝らした特色あるふるさとづくりを推進するため、市内の地域づくり連絡協議会、自治会その他の団体等が地域づくりを目的として行うみんなで築くふるさと遠野推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

事業種目	補助率及び補助上限額
(1) 一般事業 ア 教育文化の振興に関する事業 イ 人材育成の促進に関する事業 ウ 景観形成の支援に関する事業 エ 健康づくりの実践に関する事業 オ 環境の保全に関する事業 カ 産業の振興に関する事業 キ その他特色あるふるさとづくりに関する事業	ソフト事業のうち新規の事業は経費の10分の9以内、継続のものは10分の7以内の額。ハード事業は委託料、工事請負費及び備品購入費に該当する経費は10分の5以内、その他の経費は10分の9以内の額。1事業につき100万円を上限とする。
(2) 市長が特に必要と認める事業（特認事業） ア 地域の祭り振興事業 イ 花いっぱい運動事業 ウ 遠野遺産認定条例（平成19年遠野市条例第12号）第3条の規定により認定を受けた遠野遺産の保護及び活用に関する事業 エ 『縁』がつなぐ後方支援プロジェクト事業 オ 新企画挑戦事業	事業種目のうち（ア）から（ウ）は新規、継続に関わらず経費の10分の9以内の額。委託料、工事請負費及び備品購入費に該当する経費のみの事業においては10分の5以内の額。1事業につき100万円を上限とする。 （エ）及び（オ）は経費の10分の10以内の額。（エ）は1事業につき100万円を上限とする。（オ）は新規事業に限り、1事業につき20万円を上限とする。

（補助の実績）

実施年度	事業数	補助金額（千円）	
平成18年度	55	7,918	地域づくり事業から移行し、要綱制定
平成19年度	62	11,264	ハード事業にも拡大。宮守町加わる。
平成20年度	53	11,731	生活基盤整備増える。
平成21年度	66	17,510	遠野物語100周年、花鳥木普及を追加
平成22年度	60	16,425	企業、NPOも補助対象に拡大。
平成23年度	61	13,866	被災地後方支援事業を追加。
平成24年度	64	14,812	健康づくり事業にも補助。
平成25年度	73	16,561	遠野遺産、花いっぱいの件数増。

2. 遠野市自治集会施設整備事業補助金（平成18年2月から）

（目的）

地域住民が、日常の社会生活を自主的に運営するため設置する自治集会所及びこれに類似する施設（以下「自治集会所」という。）の新築、増築若しくは改築に要する経費又は水洗化するために必要な経費に対し補助金を交付する。

補助対象経費	補助額
1 市長が認める地域に団体等が設置する自治集会所の新築に要する経費	1 集会所につき建築事業費の2分の1に相当する額以内の額とする。ただし、300万円を限度とする。
2 団体等が設置している自治集会所で市長が認める増築若しくは改築に要する経費又は水洗化するために必要な経費	1 集会所につき建築事業費の2分の1に相当する額以内の額とする。ただし、100万円を限度とする。
3 水洗化するために必要な経費（経費とは、下水道工事をいう。）	1 集会所につき建築事業費の10分の10に相当する額以内の額とする。ただし、100万円を限度とする。

（直近の実績）

平成23年度：自治集会施設のトイレ等の改修工事 補助金額 758,000円

平成25年度：自治集会施設のトイレの簡易水洗化 補助金額 234,000円

3. 遠野市行政区事務費交付金

（目的）

行政区が地区活動等運営に要する事務管理経費に対する交付金

【行政区均等割】：1行政区 10,000円

【行政区世帯割】：1世帯 100円

行政区ごとの最高額：74,300円 最少額：13,400円

【管理施設割】：1施設 16,200円（電気、水道の基本料金の年額の1/2）

平成25年度の支給実績：均等割 900,000円

世帯割 1,052,000円

施設割 1,668,600円

合計 3,620,600円

4. 川と道の市民協働事業補助金

(目的)

市内の一級河川の河川敷等の草刈と、市管理道路の沿線の清掃、除草、除雪等を、自治会ごとに範囲を定め、市民協働による環境美化に取り組んでもらい、補助金を交付する。

【河川清掃分】均等割：12,500円

実績割：参加人数、作業時間に応じて、補助金を配分する。

【道路清掃分】1行政区ごと一律に25,000円

行政区ごとの最高額：178,000円 最少額：42,770円

平成25年度の支給実績：均等割：1,125,000円

実績割：2,711,699円

道路分：2,250,000円

合計 6,086,700円

5. 消防コミュニティーセンター管理費助成

(目的)

市内の消防コミュニティーセンターのうち、単独屯所に位置付けられる施設以外は、それぞれの地域に維持管理を委託しており、電気料、水道料の基本料金と管理委託料を各自治会に支払っている。

旧市の消防コミュニティーセンター56箇所のうち単独屯所12か所委託する44施設に1,692,000円を支出。

電気、水道の契約容量によって、34,800円、38,400円、46,800円を支払う。